

介護保険法等の改正に関する要請

介護保険料の賦課権に係る期間制限については、介護保険法上に明文の規定がなく、算定の基礎となる事実の異動に伴う保険料額の増減を行う場合は、多くの保険者において、介護保険法第200条で規定される徴収権の消滅時効の期間等に鑑み、全国介護保険担当課長会議で示されたQ&Aに沿って、2年の期間制限とする取扱いを行ってきた。しかし、平成23年8月30日、介護保険料減額更正請求事件（平成23年（行コ）第30号、大阪高等裁判所）において、2年を超えて遡及して減額すべきとの判決が示され、先般、最高裁判所の上告棄却決定により当該判決が確定したところである。

こうした賦課権に係る期間制限については、地方税法で明文化されているように、本来法律で規定すべきものであり、遡及して保険料額を増減させることができる期間及びその起算日について、必要な法改正を行うとともに、同種の事務がある保険料として徴収する場合の国民健康保険制度等においても、必要な法改正を行うよう要請する。

また、各保険者においては、システム改修費用等の多大な経費負担が見込まれることから、必要な財政措置を講じるよう併せて要請する。

平成25年11月8日

中核市市長会